

1-2 運営リーダー規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下NFA）の定款に基づき、運営リーダーについて定める。

第2条（運営リーダーの定義）

運営リーダーとは、理事会の決議に基づき、この法人の業務をするにあたって、重要な使用人として選任されたものである。

第3条（選任および解任）

運営リーダーは、理事会にて選任および解任が決議される。

第4条（職務）

運営リーダーは、代表理事および業務執行理事の下、NFAの業務を執行する。

第5条（任期）

運営リーダーの任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了時までとするが、再選を妨げない。

2. 補欠又は増員によって選任された運営リーダーの任期は、前任者又は他の在任運営リーダーの任期の残存期間と同一とする。

第6条（報酬等）

運営リーダーは、理事会の承認を得て報酬を受けることができる。運営リーダーには、その職務を遂行するために要した費用を支弁することができる。

第2章 雑則

第7条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第8条（施行）

本規程は、2015年2月1日より施行する。